



法人こおりやま

2013. 12

第426号

発行所 郡山市虎丸町14番2号 公益社団法人郡山法人会 (024-933-7777) (FAX925-1971)
 発行人 有馬賢一 編集 広報委員会 印刷所(株)ヨシダコーポレーション



目次

税のミニ通信

太陽光発電設備の設置・売電と
 グリーン投資減税

税務署ニュース

給与所得と所得税及び
 復興特別所得税のしくみ

成長の秘密は顧客・社員との
 信頼に基づく「絆」づくり

数学頭をつくり方
 算数が仕事を変える！

トピックス

題名 初雪田園

提供 大波 天久
 中国書法研究院客員教授
 郡山法人会副会長

税のミニ通信

太陽光発電設備の設置・売電と、 グリーン投資減税

エネルギー環境負荷低減促進税制(グリーン投資減税)により、太陽光発電設備等を設置して電力を売却した法人または個人は、適用の条件を満たせば、次の①～③から一つを選択できます。

- ①普通償却に加えての取得価額の30%相当額の特別償却
 - ②取得価額全額の償却(即時償却、100%償却)
 - ③中小企業者等(個人事業者も該当する場合あり)に限っての設備取得価額の7%相当額の税額控除
- 電力の固定価格買取制度と、設備設置への補助金について触れた上で、太陽光発電設備の場合のグリーン投資減税の適用条件について述べます。

1. 固定価格買取制度

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」により、太陽光発電設備を設置して発電した電力を、長期間固定価格で売電できます。

制度の利用には、設置前の、設備認定が必要です。発電力10kW未満の太陽光設備の場合、使いきれなかった余剰電力を売電(余剰売電)することが条件です。発電した電力すべてをこの制度で売電(全量売電)できるのは、発電力10kW以上の設備の場合です。

2. 補助金

太陽光発電設備の設置には、太陽光発電普及センター(J-PEC)が窓口となる住居用(店舗・事務所等との兼用は可、居住用賃貸物件への設置も含む)の、国の補助金があります(個人だけではなく法人も申請可)。発電力10kW未満であること等が条件です(売電は条件ではありません)。

この他にも補助金があります。各窓口にご確認ください。

3. グリーン投資減税の適用条件

- ①青色申告書を提出する法人または個人が、対象設備を取得し、かつ1年以内に事業の用に供した場合であること等が必要です。
- ②また、太陽光発電設備の場合、固定価格買取制度の設備認定がされたものであり、かつ発電力10kW以上であることが条件です。
- ③太陽光発電設備等の場合、貸付の用に供した場合は除外されています。
- ④太陽光設備の場合、電気事業法第2条第1項第9号の電気事業の用に供した場合も除かれています。
- ⑤国または地方公共団体の補助金等で取得等した設備は対象外です。
- ⑥なお、設備は財務省告示で定める条件を満たす必要があります。

4. 個人の場合の質疑応答事例

個人の場合、グリーン投資減税は、租税特別措置法に「事業所得」の金額の計算上の制度であるとされます。

国税庁ホームページに、①給与所得者である個人が自宅に設置した太陽光発電設備による余剰電力売電、②個人商店の経営者が自宅兼店舗に設置した太陽光発電設備による余剰電力売電、③不動産賃貸業を営む個人が賃貸アパートに設置した太陽光発電設備による余剰電力売電、の三つの場合の質疑応答事例が掲載されています。

①の場合で、発電設備を家事用で使用し、その余剰電力を売電したケースでは、「雑所得」に該当するとされます。

②の場合は、電気使用量メーターは一つのケースです。発電設備が店舗と自宅の兼用であるとしても、発電された電力が現に事業所得を生ずべき業務の様に供されていることから、設備は減価償却資産(事業用資産)に該当し、その資産からの収入はすべて「事業所得」の付随収入とされます。減価償却費を必要経費に算入する割合は、発電量のうち売却した電力量以外の割合を店舗と自宅における使用の実態に基づく使用率や使用面積割合等の合理的な基準による店舗の使用割合によりあん分し、その割合と発電量のうちの売却した電力量の割合の合計を事業用割合として使用することが考えうるとされています。

③の場合は、発電された電力が共用部分で使用され、不動産所得の必要経費を減少させることから、余剰電力の売却収入も「不動産所得」とするのが相当であるとされます。

①と③の場合の注釈で、全量売電のケースでは、「事業として行われている場合を除き、雑所得に該当する」とされます。

法人の場合には、個人のような所得区分の問題は生じませんが、3.の①～⑥の条件について十分にお確かめください。

具体的な場合について詳しくは、税理士や税務署にご確認ください。



東北税理士会郡山支部
税理士 磯貝 卓美

税務署ニュース

給与所得者の
所得税及び
復興特別所得税は
どのように
計算されるの？



給与所得と所得税及び復興特別所得税のしくみ

給与所得者には、勤務に伴う必要経費の概算控除として、「給与所得控除」が給与の年取額に応じて定められています。

●勤務先から次の「給与所得の源泉徴収票」を交付されている甲野太郎さんを例にとって、所得税及び復興特別所得税の額の算出方法を説明しましょう。

平成25年分 給与所得の源泉徴収票

給与・賞号: 5,000,000 | 給与所得控除後の金額: 3,480,000 | 源泉徴収後の金額: 2,220,000 | 給与支払額: 63,300

所得控除額 (配偶者控除や社会保険料控除などの控除の合計額): 154万円

給与所得の金額 (給与所得控除後の金額): 346万円

源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の額: 6万3,300円

① 給与所得の金額の計算

給与の収入金額から給与所得控除額を差し引いて給与所得の金額を算出します(上図A参照)。

甲野太郎さんの給与所得控除額は 500万円×20%+54万円=154万円

したがって給与所得の金額は (給与の収入金額) - (給与所得控除額) = 500万円 - 154万円 = 346万円

◇給与所得控除額

年 取	給与所得控除額
1,625,000円まで	650,000円
1,625,001円から 1,800,000円まで	年取× 40%
1,800,001円から 3,600,000円まで	年取× 30% + 180,000円
3,600,001円から 6,600,000円まで	年取× 20% + 540,000円
6,600,001円から10,000,000円まで	年取× 10% + 1,200,000円
10,000,001円から15,000,000円まで	年取× 5% + 1,700,000円
15,000,001円以上	2,450,000円

注:実際に年取が660万円未満である場合には、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」で給与所得の金額を求めますので、上記の計算とは若干異なる場合があります。

② 課税所得金額の計算

給与所得の金額から所得控除額を差し引いて課税所得金額を算出します。所得控除には扶養控除など14種類あります(上図B参照)。

甲野太郎さんの所得控除の合計額は 社会保険料控除60万円+生命保険料控除10万円 + 配偶者控除38万円+扶養控除76万円 + 基礎控除38万円 = 222万円

したがって課税所得金額は (給与所得の金額) - (所得控除の合計額) = 346万円 - 222万円 = 124万円 (※1,000円未満端数切捨て)

③ 所得税額の計算

課税所得金額に所得税の税率を適用し、所得税額を算出します。所得税額は、「平成25年分所得税の税額表」で求めます(上図C参照)。

甲野太郎さんの所得税額は (課税所得金額) × (所得税の税率) = 124万円 × 5% = 6万2,000円

◇平成25年分所得税の税額表 (求める税額 = A × B - C)

A 課税所得金額	B 税率	C 控除額
1,000円から 1,949,000円まで	5%	0円
1,950,000円から 3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円から 6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円から 8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円から17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円以上	40%	2,796,000円

注:ここで算出した所得税額については、端数処理は行いません。 ※平成25年度の税制改正において、平成27年分以後の年分に適用される税率について改正がされています。

④ 所得税及び復興特別所得税の額の計算

上記③の所得税額から、所得税額から差し引かれる金額(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額)を差し引いた後の金額(基準所得税額)と、基準所得税額に2.1%を掛けて計算した復興特別所得税額を合計し、所得税及び復興特別所得税の額を求めます(上図D参照)。

注:基準所得税額に、102.1%を掛ける方法でも所得税及び復興特別所得税の額を求めることができます。

甲野太郎さんの所得税及び復興特別所得税の額は (所得税) + (復興特別所得税) = 6万2,000円 + (6万2,000円 × 2.1%) = 6万3,300円 ※ (※100円未満端数切捨て)

【税務署からのお知らせ】

税務職員を装った者からの不審な電話にご注意ください!

■国税局や税務署の職員を名乗る者から電話があり、アンケートや年金受給調査と称して、年齢や家族構成、年金の受給状況、預金残高、口座情報などについて聞き出そうとする事例が発生しています。

※不審な電話があった場合には、即答を避け、①相手の所属部署、②氏名、③電話番号を確認した上で一旦電話を切り、最寄りの税務署にお問い合わせください。

【問い合わせ先】郡山税務署 総務課 ☎024-932-2041 (代表) ※ 音声案内「2」番を選択してください。

なぜ…この会社は成長が続くのか

成長の秘密は

顧客・社員との信頼に基づき「絆」づくり

経営評論家

平島 廉久

い会社の意味について、次のようにわかりやすく記されている。

いい会社とは、単に経営上の数字が良いというだけでなく、会社を取り巻くすべての人々が、日常会話の中で、「いい会社だね」と言ってくださるような会社の事です。

「いい会社」は自分たちを含め、すべての人々をハッピーにします。

そこに「いい会社」を作る真の意味があるのです。

(伊那食品工業ホームページより)

伊那食品工業は、いい会社作りをめざして全社員力を結集し、その力が好業績に結びつき、さらに優れた人材が集まるといふ好循環が続いているのである。

る気を重視する。

この言葉のように、やらされ感で仕事を行うのと、やる気を持って仕事を行うとのでは、仕事の結果、仕



① 会社の目的を定め、全社員が一丸となる

厳しい経営環境においても、着実に成長している会社がある。

その秘密は、一言で言えば、会社の目的を定め全社員が一丸となり、目的の実現に向けて全力で仕事に取り組んでいるからである。

会社の目的は、経営理念、社訓などで定められており、会社の進むべき方向や、会社は何のために存在するかを明示したものである。

このように、会社の目的が明確になってこそ、社員は目的の実現に向けて頑張る力が湧いてくる。

こうした経営は理念経営と言われるが、理念の実現に向けて、全社員の力が結集すると、大きな力となる。

一日をただ漫然と働くのとでは、結果は大きく違ってくる。

理念の確立は家の建設で言えば、強固な土台づくり

にあたる。

土台が強いと、その上にしっかりとした家が建ち、強い風雨にも壊れることはない。

また、理念経営で大切なことは、理念を定め、全社員に浸透させることで、特にトップのリーダーシップが求められる。

「このような会社にしたののだ」と、社員に向けて熱い思いを語り続けることによって、社員一人ひとりの心にしつかりと浸透する。

根を張りめぐらした会社は強い。

【事例】

このような経営で成長を続けているのが、寒天応用

商品メーカーの伊那食品工業(長野県)である。

寒天業界において、同社は何と50年にわたって好業績を続けている。

その原動力は、塚越寛会長のリーダーシップによるもので、社員をリードし、鼓舞する経営への思いがベースとなっている。

社は「いい会社をつくりましょう」とシンプルなものであるが、続けて、い

② 社員との信頼に基づき絆づくり

日本電産の永守重信社長は、社員の能力差は大きくても、5倍程度であるのに対し、仕事に取り組むやる気の差は100倍もある、とや

事の喜びは大きく違ってくる。

では、いかにすれば社員のやる気にスイッチを入れることができるのであろうか。

その方法は、社員を単なる労働者と考えるのではなく、大切な人材、最大の資産と考え、社員の幸せを願い、社員を評価し、社員に喜びを与える仕組みを作ることである。

「返報性のルール」にあるように、社員は大切にされ認められると嬉しくなり、やる気にスイッチが入るのである。

その方法には、社員への権限の委譲や報奨制度などさまざまな方法があるが、究極の目標は、社員が会社に誇りをもって仕事に取り組む会社作りである。

働きがいのある会社とは、社員にとって会社が「生活の糧を得る場」を超越した、「仕事を通じて喜びを得る場」である。

【事例】

社員を大切にし経営者と社員が強い絆で結ばれ、成長を続けている会社として、

食品スーパーのヤオコー（埼玉県川越市）をあげることができる。

同社は、日本一元気な食品スーパーといわれ、現在23期連続増収・増益の好業績を続けている。

その秘密は、社員が会社の考え方を共有し、やる気をもって仕事に取り組んでいることにある。

経営の考え方は、パート社員にも共有してもらおうとともに、発注や陳列など多くの分野で権限を委譲し仕事を任せており、やる気が極めて高い。

そして、パート社員を「パートナーさん」と呼ぶ。正社員とともにパート社員も一丸となった仕事への

③ 顧客との信頼に基づく絆づくり

売り上げを確保するためには、いかにリピーターを獲得するかが重要となる。

そのために各会社は、ポ

取り組みが、ヤオコーの好業績に結びついているのである。

《創業精神》「地域のお客様の生活に密接に係わり、お客様から喜んでいただくことが私たちの喜びであり、生き甲斐であると考えています」。

単に「売れば良い、儲かれば良い」ということではなく、それぞれの地域で商売させていただいている一店一店が、常に「お客さまのお役に立ちたい」と考え、「お蔭さまで」という感謝の気持ちを持ち、お客様から「この店があつて嬉しい、この店の側（そば）で暮らせて幸せだ」と言っていただけのようなお店になりたいと願っています。

（ヤオコーのホームページより）

イントカードを発行したり、景品を提供したりして、顧客の囲い込みを強化している。これらの顧客の囲い込み

策は大切なことではあるが、理想的には顧客への優れた商品やサービスの提供を通じて信頼を獲得し、顧客に囲い込まれる会社であることが望ましい。

【事例】

その代表的な会社として、中央タクシー（長野県）を紹介しよう。

同社は後発のタクシー会社にもかかわらず、県内でも売上第1位という会社へと成長している。

その秘密は、「お客様が先 利益は後」の考え方のもと、「タクシーは運輸業ではなくサービス業である」との発想で顧客サービスを徹底していることにある。

日常業務の決まりにおいては、①雨の日の傘 ②ドアの開閉 ③乗車時の自己紹介の3つがあり、あとは「どうすればお客様に喜んでもらえるか」を各自が考え、実践している。

こうして従来にはない新たなサービスが次々に考え出され、顧客に喜ばれ成長しているのである。

以上のように、成長を続けている会社の共通点は、経営理念が確立し、社員・顧客と信頼に基づく絆で固く結ばれていることにある。

人は言葉と数字で ものを考える

人間は、頭の中で言葉と数字を組み立てて、ものを考えます。人によって若干の差はありますが、だいたいの言葉が70%、数字が30%の割合だと言われます。

「頭がよい」ということと、「物を知っている」というのはよく同義に捉えられます。たしかに知識が多い人は、少ない人と較べて考える力は高いかもしれません。

しかし、いくら頭の中に知識というソフトがたくさん入っているとしても、それを組み立てるには、数値能力というエンジンが働かなければいけません。「自分は文系人間だから数字は苦手」という人もいますが、文系の知識も数値的思考に補足されなければ、実用には活かせません。

私たちお互いは、職業人として「数学頭」で考えることが必要です。

それについては「数に強い」ということが求められます。

数に強いというのは、以下に挙げる5つの条件が備わった人です。

1. 計算が速い
2. 計算が正しい

数学頭のつくり方 算数が仕事を変える！



風土刷新コンサルタント
オフィスハセガワ主宰

長谷川 孝幸

3. 数字で表現できる
4. 数字を覚えられる
5. 数字の意味がわかる

これらの条件をすべて持ち合わせている人は、数字に強く、さらにこれらの力を高いレベルで駆使できる人は数学頭を持っていると言えます。

計算が速くて正しい

私はこれまでに延べ9千名以上の方々に算数のテストを受けていただいています。ここ一年ほどの間でも8百名くらいの方に計算テストをしています。

そこで見えてきたことですが、計算が速い人は、動きが速く、時間も上手に利用し、仕事が早いということとです。

また計算が正確な人は、仕事のミスも少ないということとです。

どのくらいが「速くて正確」と言えるでしょうか。

私は小学校3、4年生くらいの計算問題を50問、5

分以内に満点のレベルというのを目安にしています。

このレベルを「Aプラス」とし、45問から49問正解までを「A」、41問から44問正解までを「Aマイナス」とランク付けして、研修の成果や日々の業務成績と照らし合わせると、驚くほどに合致するのです。

また、計算問題を早く仕上げても、ミスが多い人はだいたい仕事もおつちよこちよい、仕上げるのに時間は掛かるけれども書いた答えはすべて合っているという人は、仕事は丁寧だけれども、後手に回りがちな人と言えます。

計算は速くて正確な人が、仕事人としての基礎力を持っていると思います。

こう言うと「計算はパソコンや電卓がしてくれるのだから、計算なんて今の時代できなくてもいいじゃないか」と言う人もいます。

たしかに、今は機械が計算してくれるから、計算そのものをする機会は少

ないかもしれません。

しかし、機械に数字を入力するのも、アウトプットを見て判断するのも人間です。計算がざっくりとでもできないと、機械を使いこなすことなどできません。

ではどうすればよいのでしょうか。

暗算または筆算で、計算問題をたくさん練習することです。それも小学校3・4年レベルの計算問題を、できれば毎日10分以上こなすことです。

小学校低学年の問題は、やらないよりはよいですが、簡単過ぎます。高学年のドリルはそのほとんどが文章題です。

中学生以上の数学は、ほぼ図形と方程式ですから、計算力の直接の向上には結びつきません。

大人向けのドリルも近年は多く出ていますから、なにしる基礎計算を筋トレの如く続けることです。

ちなみに先に申しました

小学校中学年の計算テスト、クラスによって差はありますが、5分以内に50問終わる人が2割か3割、10分掛かってでも終わらない人が2割程度、10分以内で40点超える人がよくて4割、そんな感じでした。

日本の大人の算数の力はそこまで鈍ってきているのです。

数字で表現できる

数字で表現できると言うのは、なにしろ説得力の現われです。

小学校一年生くらいの子供が親に物をねだります。

「みんな持っているから買って！みんな持っているんだよ！」……、この「みんな」、実際には何人くらいなのでしょう？。

この年頃の子供は周囲の2、3人でもそれを持っていれば「みんな」と言うのではないのでしょうか。だとしたら、親はホイホイ買ってあげてはいけません。

心ある親だったら「そんな訳ないだろ！」と一蹴すべきです。

ところが「うちのクラスは30人で、持っていないのはぼくと〇〇君と××君だけだから買って！」と言われたらどうでしょう。

そう言われてしまうと「それじゃ可哀想だから買ってあげようか」と気持ちが悪く動いてしまう親も出てくるかもしれません。この「買ってあげようか」と思ってしまうのが、数字の持つ説得力です。

ブライアン・トレーシーの「SMARTの法則」にもあるように、測定可能でないものは一切の具体性を持ちません。

数値表現を入れることを日々心掛けていないと、人の話はどうどん抽象的になっていきます。

とくに職場における報告・連絡・相談、指示・命令、計画と段取り、これらに数字が入っていないものは画餅ですらないと認識すべき

です。

数字を覚えらるる

経営者の方々には信じられない話かもしれませんが、世の中には自分の営業目標と目標に対する進捗すら把握していないという人は結構います。

自社の営業品目数と戦略商品の売上高すら把握していないような人もいます。

こういう人はあらゆることが他人事で、当事者意識に欠けると言えます。

目先のことはとりあえずやるけれども、二歩、三歩先を読んで主体的にやる人ではありません。

状況や目標すら把握していないのですから、適切な段取りも組めるはずはありません。

少なくとも自分のミッションである数字は常に把握しておく。部門内の、職場内の、組織全体、業界全体のおおまかな数字はせめて把握しておく。

これでこそ責任感が生まれ、行動のモチベーションとなるはずですが。

差しあたって、自分が把握しておくべき数字というのは周囲を見回せば、必ず入手できるものばかりのはずです。

これらを集める努力をしないで、どうして高水準の業務を遂行できるものか不思議でなりません。

数字の意味がわかる

少し前に「数値表現による説得力を十分に用い、相手を正しく説得させる」ということを申しましたが、一方で数字のロジックの罠に嵌ってはいけません。

ある工場で、ある機械を月に150台生産していた。工場長が変わり、月に180台生産できるようにになった。これはよいこと。

この工場の生産能力は月産220台で、経営者からも200台は作れと言われていた。元の工場長は15

0台だったが、次の工場長は180台にした。よいことかどうか。

第2工場での生産目標は月産180台、これまでは150台だった。新工場長は月産180台に持っていた。しかし製造経費は25%上昇した。よいことかどうか。

単純化した例ではありませんが、これらにきちんと答えられず数字を理解していることと言えます。

簡単な計算ばかりですが、これができない人が増えていく現実には、われわれは眼をつぶる訳にはいかないのです。

参考図書として深沢真太郎先生の「ビジネスシーンで困ったら、数学的に考えよう。」「仕事」で使える数学「仕事で数字を使うつて、こういうことです」の三部作は必読です。

まずは幹部方がお読みいただき、その上でご社員にお勧め下さい。

トピックス

税に関するコンクール表彰式開催

11月14日、青年部会「小学生の税に関する標語」、女性部会「小学生の税に関する絵はがきコンクール」の表彰式を法人会館で開催した。

小学生に税についての理解を深めてもらおうと標語は9回目、絵はがきは5回目の実施となる。

標語の最優秀賞に小川愛音(まなと)さんの「大好きなこの町輝く納税で」絵はがきの最優秀賞に吾妻一輝さんの作品が輝いた。

標語は19校から873点、絵はがきは13校から465点の応募があった。



吾妻 一輝さん

小川 愛音さん

第9回 小学生の税に関する標語
入選作品

◆最優秀賞(1名)

◎小野新町小学校 5年 小川 愛音(おがわ まなと)

「大好きなこの町輝く納税で」

◆優 秀 賞(3名)

◎小原田小学校 5年 佐藤 明咲花(さとう あさか)

「税金は理想の未来をつくる鍵」

◎古道小学校 5年 村上 葵(むらかみ あおい)

「税金は花咲く未来切り開く」

◎富田東小学校 6年 橋本 紳之介(はしもと しのすけ)

「将来に責任を持つ消費税」

◆金 賞(3名)

◎桃見台小学校 5年 橋本 慧和(はしもと さとわ)

「税金で豊かなくらしすてきな未来」

◎小野新町小学校 5年 佐藤 爽良(さとう そら)

「ぼくたちも知っておきたい税のこと」

◎富田東小学校 6年 高橋 瑠奈(たかはし るな)

「税金はみんなの汗と変わりない」

◆審査委員特別賞(1名)

◎小原田小学校 5年 藁粥 美柚(わらがゆ みゆ)

「消費税子どもの私も納税者」

第5回 税の絵ハガキコンクール
入選作品

●最優秀賞(1名)

◎安積第三小学校 6年 吾妻 一輝(あづま いっき)①

●優 秀 賞(2名)

◎宮城小学校 6年 菅原 悠奈(すがはら はるな)②

◎美山小学校 6年 山口 鈴未(やまぐち すずみ)③

●金 賞(1名)

◎船引小学校 6年 石井 花梨(いしい かりん)

●銀 賞(2名)

◎柴宮小学校 6年 武藤 美空(むとう みく)

◎日和田小学校 6年 横田 佳苗(よこた かな)

●銅 賞(3名)

◎安積第三小学校 6年 佐久間 菜々実(さくま ななみ)

◎多田野小学校 6年 齋藤 そよ花(さいとう そよか)

◎小野新町小学校 6年 岩塚 李桜(いわつかりお)

●審査員特別賞(1名)

◎柴宮小学校 6年 鈴木 梨緒夏(すずき りおな)

けんたくんのワンワンお作法教室開催

女性部会は、11月13日学校法人吉野学園わかば幼稚園で年長児52名(5~6歳)を対象に、「けんたくんのワンワンお作法教室」と題し、阿部部会長が講師となり、あいさつの仕方、靴の並べ方 etc 日常の簡単なお作法教室を開催した。

部会長はじめ、着物姿の部会員メンバーに、園児は少々緊張気味の様子だったが、段々と笑顔が見られるようになった。

最後に、畳の上で抹茶の体験をしてもらい、珍しい道具や抹茶のたて方に興味津々。

お行儀よくお座りをして、お隣さんへ「お先に!」。初めての味に「にがーい!」「おいしい!」いろいろな歓声が飛び交った。

飲む前に次の方へ「お先に!」とあいさつをする「思いやりの心」、お茶をたててくれた方に「感謝の心」を持つ大切さを、お作法教室を通じて伝わったのではないかと思います。

